医療法人登静会 メディカルケアさつき診療所 運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、医療法人登静会（以下「運営法人」という。）が開設する指定居宅サービス事業者「メディカルケアさつき診療所」（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の運営方針は、次のとおりとする。

（１）事業の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護高齢者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

（２）事業の実施に当たっては、関係市区町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（３）事業所は、自ら提供するサービスの質を評価し、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

（１）法人名　医療法人登静会

（２）事業所名　メディカルケアさつき診療所

（３）所在地　広島市佐伯区五月が丘二丁目７番２５号

（４）介護保険指定番号　3410225779

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　通所リハビリテーション事業を行う職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務を一元的に管理するとともに、従業者に法令及びこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）従業者

医師、理学療法士、作業療法士、看護職員その他必要な職員を配置する。職員の員数は、関係法令に定める人員及び配置基準を満たすものとし、利用者数、サービス提供状況その他の実情に応じて必要な員数を確保する。

従業者は、それぞれの専門性に応じて、診察、リハビリテーション、看護、健康管理その他通所リハビリテーション事業の提供に必要な業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとし、祝日、お盆休暇、年末年始休暇等を除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供時間

ア　１単位目：午前９時００分から午後１２時１５分まで

イ　２単位目：午後１時４５分から午後５時００分まで

（通所リハビリテーションの利用定員）

第６条　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、両サービスを合計して、次のとおりとする。

（１）１単位目　２０名

（２）２単位目　２０名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第７条　通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（１）機能訓練

（２）健康チェック

（３）送迎

（４）アクティビティ

２　通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション等に要した交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり２０円

３　利用者の希望によるその他の費用は、次のとおりとする。

（１）おむつ代：１枚１００円、パッド代：１枚５０円

（２）その他、日常生活上必要となる費用：実費

４　第１項から第３項までに定める費用を徴収する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

広島市佐伯区、広島市西区及び広島市安佐南区

（サービス提供の留意事項）

第９条　通所リハビリテーションの提供に当たっては、次の事項に留意する。

（1）第１０条第１項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行う。

（2）従業者は、サービスを懇切丁寧に提供することを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。

（3）利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境を的確に把握し、適切なサービスの提供に努める。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供できる体制を整える。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第１０条　医師及び理学療法士、作業療法士その他通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に協働し、利用者の心身の状況及び意向並びに置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

２　医師等の従事者は、通所リハビリテーション計画を作成したときは、利用者又はその家族に内容を説明し、交付するとともに、同意を得るものとする。

３　通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合、その内容に沿って作成する。

４　従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び評価を説明し、診療記録に記載する。

（衛生管理等）

第１１条　利用者が使用する施設、食器その他の設備及び飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

２　事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、次の措置を講ずる。

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会をおおむね６か月に１回以上開催する。テレビ電話装置等を活用して開催することもできる。委員会の結果は、従業者に周知徹底する。

（2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　従業者は、サービス提供中に利用者の病状が急変するなどの緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

２　利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

３　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（非常災害対策）

第１３条　非常災害に備え、消防計画及び風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年２回以上定期的に行う。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業者は、職員に業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更する。

（利用者等の虐待の防止のための措置）

第１５条　事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のため、次の措置を講ずる。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底する。テレビ電話装置等を活用して開催することもできる。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（苦情に対する対応方針）

第１６条　事業所は、自ら提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

２　事業所は、自ら提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従う。

（事故発生時の対応）

第１７条　利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

２　事業所は、前項の事故及び事故に際して講じた処置について記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（個人情報の保護）

第１８条　利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報は、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しない。外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得る。

（暴力団排除）

第１９条　事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

２　事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（その他運営についての重要事項）

第２０条　事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

（１）採用時研修

（２）継続研修

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、従業者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を雇用契約に含める。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

５　事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録等を整備し、利用終了日から５年間保存する。

附則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

この規程は、令和８年２月１日から施行する。

この規程は、令和８年１１月１日から施行する